

原子力規制委員会は 大丈夫？

- 原子力規制委員会は、独立しているのか？
- 原子力規制委員会による規制は機能しているのか？
- 原子力規制委員会の審査を合格すれば、安全なのか？

原発の運転期間
「原則40年」

「1回に限って原子力規制委員会の
審査に合格すれば20年延長」

原子炉等安全法

原子力規制委員会

原発の運転期間40年を超えて
運転をする場合、
「電力の安定供給への貢献」
などを条件に認定

電気事業法

経済産業省

現行

原子炉等規制法

原子炉等規制法

原則40年。延長申請に基づき、規制委が審査→認可→1回に限り延長

運転延長認可
制度



原則40年

最大60年

高経年化対策
制度



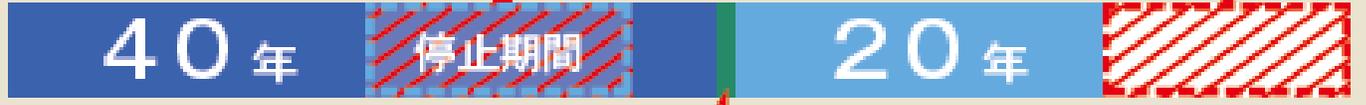
10年ごとに規制委が審査→認可

新制度

電気事業法

原子炉等規制法

運転延長認可
制度



経済産業省が認可?

60年以上も可能

高経年化対策
制度



10年を超えない期間ごとに規制委が審査→認可

経緯

- 8月24日、岸田首相は「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」で、**原発の「7基追加再稼働」や原発の運転期間の延長、次世代革新炉の建設による原発の新增設やリプレース**の検討など、原発推進方針を打ち出し、関係省庁に検討を指示
- 10月5日、原子力規制委員会の山中委員長は、原発の**運転期間は「利用」政策**であるとし、**運転期間上限を定めた原子炉等規制法の規定を削除することを容認**。
- 11月2日、原子力規制委員会は、30年を超えた原発については、定期的に（最長10年ごとに）確認・認可を行う方針を示す。
- 11月28日、経済産業省資源エネルギー庁の審議会（原子力小委員会）で、**運転期間から休止期間を除外する案**を了承。
- 12月8日、原子力小委員会にて、「再稼働」「運転期間の実質延長」「次世代革新炉の開発・建設」「核燃料サイクルの推進」などを含む、「**今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）**」が概ね了承。
- 12月21日、原子力規制委員会にて「**高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）**」が了承される。
- 12月22日、GX実行会議で、「**GX実現に向けた基本方針（案）**」が了承される。

「60年超」検討前 面談7回

規制庁 経産省と情報交換

運転期間が見直された場合、規制については検討を指示し、経産省とのやりとりは透明性を確保することも求めた。規制庁はこれ以降の面談録はホームページで公表しているが、世間内容が公表して規制庁はNPOの力資料情報室から調べて調査。黒川閣僚は会見で

非公開、記録

「福島の反省へ挑む」市民団体が猛反

原子力規制委員会事務局の原子力規制庁は二十七日、原発の運転期間の見直しを巡り、担当者が山中伸介委員長から検討指示を受ける前の七月十九日、経済産業省資源エネルギー庁（エネ庁）の担当者と少なくとも七回にわたり面談をして情報交換していたことを明らかにした。山中委員長は、原発推進側の経産省とのやりとりは公開するよう指示しているが面談の内容は、非公開にされている。規制委の透明性が揺らいでいる。

規制庁によると、経産省との面会は、岸田文雄首相が原発政策見直しの検討を指示した翌日の七月二十八日。経産省側からの呼び掛けで始まり委員長らに報告しないまま面会を重ねた。八月二十九日には規制庁職員が規制委を所管する環境省への説明資料を作成。現定例会で、規制庁に対して山中委員長は十月五日の

「福島」の反省へ挑む市民団体が猛反
原発の運転期間見直しは、原発の規制と推進を分離するために発足した原子力規制委員会事務局の原子力規制庁と、推進側のエネ

原発「規制と推進の分離」形骸化



記者会見で説明する原子力規制庁の黒川閣僚総務課長（左）と山中委員長（右）＝27日、東京都港区で

原発の運転期間見直しを巡るやりとり

（原子力規制庁の資料から作成）

- 7月27日 岸田文雄首相がGX実行会議で、原子力政策について政治決断が必要な項目を示すよう指示
- 28日 原子力規制庁が資源エネルギー庁と面談① エネ庁が運転期間見直しについて、原子力規制委員会所管の原子炉等規制法を含む案の検討を始めたこと伝える
- 8月19日 面談② エネ庁が運転期間見直しの改正イメージを示す
- 22日 面談③ 改正イメージに規制委所管の内容があるとエネ庁に指摘
- 23日 規制庁長官ら幹部が打ち合わせ。運転期間が見直される場合の規制案の検討開始
- 24日 GX実行会議で経産省が運転期間の延長などを検討項目に提示。岸田首相が年末までに結論を出すよう指示
- 28日 規制庁が面談を踏まえて運転期間見直しの方向性の資料を作成。伊規法で定めた運転期間の規定が経産省所管の電気事業法に移管されることなどを、30日に環境省へ説明
- 9月 6日 面談④ 法改正に関して内閣法制局に提出する資料提供を依頼されるが、規制委の方針が示されていないため対応できないと回答
- 13日 規制庁幹部が打ち合わせ。新たな規制案の検討方針を確認
- 15日 面談⑤ エネ庁が経済産業省の有識者会議「原子力小委員会」で示す運転期間見直しの資料を提示
- 16日 規制庁幹部が打ち合わせ。エネ庁に原子力小委の資料から今後の規制を見通したような記述を削除するよう指摘
- 22日 原子力小委で見直し議論が始まる
- 面談⑥ エネ庁が原子力小委の結果を伝える
- 26日 原子力規制委員会の新委員長に山中伸介委員長が就任
- 28日 規制委定例会合で山中委員長が経産省から検討状況の聴取を指示。面談⑦ エネ庁に説明を要請
- 10月5日 規制委定例会合で経産省と意見交換。山中委員長が規制庁に運転期間が見直される場合の新たな規制の検討と、エネ庁とのやりとりの透明性を確保を指示

と推進が一体化し、と批判の声が上がる。「規制に関する委員五人の合議は委員五人の合議だった。規制庁の閣僚総務課長は、三にわたって経産省とのやりとりの妥当性を同じ答えを繰り返さないまま、水面下で八月十九日の側から見直しの側から見直しの側を伝えられ、その四規制庁長官ら事務員が集まり、検討を

利用と規制の分離はどこへ？

「規制」が「利用」に従属

高浜原発 1号機の監視試験片の取り出し

- 運転開始後48年経過している高浜原発1号機（福井県）において、関西電力は、監視試験片の取り出しを4回しか行っていない。関電が、1回の検査で「母材」もしくは「溶接金属」の試験片のどちらか一方しか取り出さず、どちらかしか試験を行っていなかったことが裁判で明らかになった。
事実上、検査の頻度を下げていたことに。（老朽原発40年廃炉訴訟）
- 原子力規制委員会は、これを問題視していなかったのみならず、監視試験片の検査の実データを持っていなかった。関電の提出した評価結果のみをうのみに。
- 「問題ではないか？」という市民団体の問いに対して、規制庁は「実データを確認するようリソースはない。事業者の評価の妥当性を確認すればよい」と回答。